第１回小布施町障がい福祉計画等策定懇話会	
Ｒ８．８．４	資料　７

用語集

Ⅰ　障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

用　語　名	内　　容
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組み
地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のことです。居住支援のための機能を集約し、障がい者支援施設等に付加した多機能拠点整備型、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型があります。
地域生活支援拠点等コーディネーター	拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う者
強度行動障がい	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい者に対する相談などの業務を総合的に行います。
須高地域自立支援協議会	相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として、須高地域３市町村で共同設置しています。
障害者自立支援審査支払等システム	国民健康保険中央会が保有する障がい福祉サービス費等の請求に係る審査などを行うシステム。
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制	障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが身近な地域で共に育ち生活できるよう、一般子育て支援と専門的福祉の連携、地域交流の促進、事業所による後方支援を行う仕組み
児童発達支援センター	児童発達支援を行うほかその専門性を活かし、障がい児やその家族への相談・援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設
重症心身障がい	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態
医療的ケア児コーディネーター	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉、教育などの多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる者

２　障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量（活動指標）

（１）訪問系サービス

用　語　名	内　　容
居　宅　介　護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うものです。（障害支援区分１以上の人）
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものです。（障害支援区分４以上で一定条件に該当する人）
同　行　援　護	視覚障がいにより、移動が困難な人の外出時に同行し、移動の支援を行うものです。（一定条件に該当する人で身体介護を伴う場合は、障害支援区分２以上の人）
行　動　援　護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の支援を行うものです。 （障害支援区分３以上で一定条件に該当する人）
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のうち、介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などのサービスを包括的に行うものです。 （障害支援区分６で一定条件に該当する人）

（２）日中活動系サービス

用　語　名	内　　容
短期入所 （ｼｮｰﾄｽﾃｲ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。（障害支援区分１以上の人）
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。（障害支援区分３以上の人または５０歳以上で障害支援区分２以上の人）
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。
就労移行支援	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。A型：雇用型　B型：非雇用型
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題把握、関係機関等との連絡調整等を行うものです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うものです。（障害支援区分５以上の筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ患者またはALS患者等気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている者で障害支援区分６の者。）

（３）居住系サービス

用　語　名	内　　容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障がいのある人の理解力、生活力等を補う支援を行うものです。
共同生活援助 （グループホーム）	主として、夜間、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うものです。（身体介護を伴う場合は障害支援区分２以上の者。）
施設入所支援	施設に入所している人に、主として夜間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。（障害支援区分４以上の人または５０歳以上で障害支援区分３以上の人）

（４）相談支援・障がい児相談支援

用　語　名	内　　容
計画相談支援 障がい児相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人または障がいのある児童を対象に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

（５）障がい児通所支援

用　語　名	内　　容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

（６）発達障がい者に対する支援

用　語　名	内　　容
ペアレントトレーニング	発達障がいなどの特性や対応方法を保護者が学ぶ支援プログラム
ピアサポート	障がいのある子どもやその家族が、同じ境遇や体験を持つ仲間（ピア）同士で悩みや経験を共有し、支え合う取り組み

（7）地域生活支援事業

用　語　名	内　　容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見を円滑に行うための弁護士等の専門職の配置や、法人後見を支援するための研修の実施等を行います。
意思疎通支援事業 （手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行うものです。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与するものです。
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
⑤排せつ管理支援用具	ストマ装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者（児）の居宅生活動作などを円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、余暇活動などを含めた外出時の移動の支援を行うものです。
地域活動支援センター	障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、日中の「居場所」として、交流や活動等の場を提供する施設
日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所などにおいて、障がい者（児）に一時的な見守りや活動の場を提供するものです。